

(質問) 家の障害者の介護で、災害の片付けに手が回らない。どこか一時的に預かってくれるところはないでしょうか。

(回答)

障害者を家庭で介護している方が、被災の後始末などで介護に関わってられない場合、福祉施設などで、一時的（短期）にお預かりするショートステイ事業を利用することが出来ます。

利用期間は原則連続7日以内で、平成15年3月までは定額負担、平成15年4月からは本人又は扶養義務者の所得に応じて一部負担があります。

詳しくは、申込先窓口へお尋ねください。

平成15年3月まで

対象者	申込先
1)身体障害者	市町村役場障害福祉担当課
2)知的障害者	市役所障害福祉担当課
	県地域振興局健康福祉部障害福祉課
3)身体障害児・知的障害児	児童相談所
4)精神障害者	市町村役場障害福祉担当課

平成15年4月から

対象者	申込先
1)身体障害者	市町村役場障害福祉担当課
2)知的障害者	市町村役場障害福祉担当課
3)身体障害児・知的障害児	市町村役場障害福祉担当課
4)精神障害者	市町村役場障害福祉担当課

(問い合わせ先)

連絡先 お住まいの各市町村役場、各地域振興局健康福祉部、児童相談所  
(参考資料 山梨県連絡先一覧、市町村一覧 参照)